

早稲田大学 データ科学センター

Waseda Integrated Research Platform 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、データ科学センター（以下「本センター」といいます）が運営する Waseda Integrated Research Platform（以下「WIRP」といいます）の利用に関する条件を定めるものです。

第1条 利用規約の同意

第3条に定める利用者は、本規約の全文を確認し、その内容に同意した上で WIRP を利用するものとします。

2 利用者は、WIRP の利用において、本規約に加えて個別のデータの利用にかかる遵守事項（以下両者を併せて「規約等」といいます）にも従い、WIRP を利用しなければなりません。個別のデータの利用にかかる遵守事項において、本規約と異なる定めをした場合には、当該遵守事項が本規約の定めに優先して適用されるものとします。

第2条 利用規約の変更

本センターは、利用者の了解を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合に、WIRP の利用条件等は、変更後の最新の本規約によるものとしますので、最新の内容を確認してください。

2 変更後の本規約は、本センターが別途定める場合を除き、本センターの Web サイトに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第3条 定義

本規約では、以下の用語を使用します。

(1)「データ」とは、学校法人早稲田大学の設置する各学校の専任教職員等および学生の利用に供することを目的に、本センターが取得し管理するデータ等のことを意味します。

(2)「WIRP」とは、本センターがデータを利用者へ提供するための仕組みを意味します。

(3)次の者を総称して「利用者」といいます。

ア 第6条に基づいて WIRP 利用登録者として登録された者（以下「WIRP 利用登録者」といいます）

イ WIRP 利用登録者の監督の下データを利用することを認められた者（以下「登録外利用者」といいます）。

(4)「サンプルデータ」とは、WIRP で利用可能なデータの内容を知らせるために、本センターが公開するデータの一部を意味します。なお、サンプルデータを利用できるのは WIRP 利用登録者に限られ、本センターの許可なく第三者に提供してはなりません。

(5)「データの利用」とは、利用者がデータにアクセスすること、データを保持することを意味し

ます。

第4条 利用資格

利用者となることができる者は、第3条(3)ア及びイの区分に応じて、それぞれ次の者に限りません。

(1) WIRP 利用登録者

学校法人早稲田大学が設置する各学校に所属する教授、准教授、専任講師、教授（任期付）、准教授（任期付）、講師（任期付）、助教、助手、上級研究員、主任研究員、次席研究員、研究助手、教諭及び専任職員

(2) 登録外利用者

上記(1)の者並びに学校法人早稲田大学が設置する各学校に所属する正規学生（科目等履修生を含む）及び生徒

第5条 利用の目的

利用者は、学校法人早稲田大学の設置する各学校における研究および教育を目的として、WIRP およびデータを利用するものとします。

第6条 WIRP 利用登録

WIRP 利用登録者となるには、本センターの定めるところにより、「WIRP 利用登録申請書」を提出しなければなりません。

2 本センターは、前項の申請について登録を認め、申請者を WIRP 利用登録者として登録した場合には、当該申請者に対し登録手続を完了した旨の通知を送付します。

3 第2項の通知の受領後、WIRP 利用登録者となった者は、サンプルデータの利用等を行うことができるようになります。

第7条 WIRP 利用登録者におけるデータの利用許可

データの利用を希望する WIRP 利用登録者は、利用を希望するデータについて本センターによる利用許可を受ける必要があります。

2 前項の許可を受けようとする者は、本センターの定めるところにより、「データ利用申請書」を提出しなければなりません。

3 第1項の許可は、当該データの利用期限の範囲内かつ許可を得た年度内に限り有効であるものとし、次年度も引き続きデータの利用を希望する場合には、再度、第1項の許可を受ける必要があります。

第8条 登録外利用者によるデータの利用許可

WIRP 利用登録者が、登録外利用者として第三者にデータを利用させる場合には、本センターの許可を得る必要があります。

2 前項の許可を受けようとする WIRP 利用登録者は、本センターの定めるところにより、「登録

外利用者によるデータ利用申請書」を提出しなければなりません。

3 第1項の申請を行い登録外利用者によるデータ利用を許可された WIRP 利用登録者は、データ利用責任者として、登録外利用者に規約等を遵守させてデータを利用させる責任を負います。

第9条 登録の拒否・申請の不許可

本センターは、第6条に定める WIRP 利用登録申請、第7条に定めるデータ利用申請及び第8条第2項に定める登録外利用者によるデータ利用申請について、申請者及び登録外利用者となることを希望する者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否し若しくは申請の全部または一部を許可しないことがあります。なお、登録の拒否及び申請の不許可の理由については、本センターは開示しません。

- (1) 規約等に違反するおそれがあると本センターが判断した場合
- (2) 本センターに提供した情報の全部または一部に、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
- (3) 過去に規約等に違反した者である場合
- (4) その他、本センターが適当でないと判断した場合

第10条 利用停止

本センターは、利用者が以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合に、当該利用者による WIRP 及びデータの利用を停止することができます。

- (1) 規約等に違反する行為
- (2) 法令に違反する行為、および違法な行為を勧誘または助長する行為
- (3) 公序良俗、一般常識に反する行為
- (4) 他の利用者、第三者、または本センターに不利益を与える行為
- (5) その他、本センターが不適切と判断した行為

2 前項に定める行為が確認された場合、本センターは、WIRP の利用停止、データの利用停止、登録削除を含めた然るべき処置をとることができます。

第11条 登録事項及びデータ利用申請事項の変更

WIRP 利用登録者は、第6条ないし第8条に定める手続において本センターに提供した自己に関する情報又は登録外利用者に関する情報に変更がある場合、本センターの定める方法により、当該変更事項を速やかに本センターへ通知または連絡するものとします。

第12条 WIRP の運営に関する変更

本センターは、利用者に予告なく以下の各号を行うことができるものとします。

- (1) WIRP の運営方法の変更
- (2) WIRP の運営の停止または終了
- (3) データの追加、削除または更新

第13条 問い合わせ

利用者は、WIRP またはデータに関する全ての問い合わせを本センターへ行うものとし、データを作成または提供した組織等に対して問い合わせをしてはなりません。

第 14 条 利用者に関する情報の取り扱い

本センターは、早稲田大学が定める個人情報の取扱いに関する規則に則り利用者の個人情報を適切に管理します。

2 本センターは、利用者のデータの利用履歴等の WIRP の利用に関する情報を、個人が特定できないように統計処理を行った上で利用及び公開することができるものとします。

第 15 条 免責事項

利用者が WIRP またはデータを利用したことにより、利用者または第三者に損害が生じた場合、その損害に関する責任は利用者が負うものとし、本センターは一切の責任を負わないものとします。

2 本センターは、本規約の第 9 条 登録の拒否・申請の不許可、第 10 条利用停止及び第 12 条 WIRP の運営に関する変更に定める内容によって利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 16 条 通知または連絡

本センターから利用者に対する通知または連絡は、本センターの Web サイト上での掲示、電子メールの発信、文書の送付その他本センターが適当と判断する方法により行います。

2 前項の通知または連絡について、本センターの Web サイト上での掲示及び電子メールの送信により行った場合は、本センターによる掲示や送信行為が行われた時点より、その効力を発するものとします。

第 17 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 18 条 準拠法

本規約の準拠法は、日本法とします。

第 19 条 管轄裁判所

WIRP の利用に関して利用者と学校法人早稲田大学との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。